

(仮称) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例に係る基準について

- 新制度においては、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が給付の対象となることを確認し、給付費を支払います。
- 教育・保育施設、地域型保育事業者は、①学校教育法、児童福祉法等に基づく認可基準、②子ども・子育て支援法に基づく運営に関する基準(市町村が条例で定める基準)を満たすことが必要になります。
- 市町村が条例で定める基準については、国の基準(従うべき基準/参酌すべき基準)を踏まえて制定する必要があります。

《国の基準》

No.	事 項 (引用条文)	国 の 基 準	従うべき基準/ 参酌すべき基準
特定教育・保育施設の運営に関する基準			
1	利用定員 (第4条)	・保育所、認定こども園の利用定員は20名以上 ・認定区分(1号～3号)ごとに利用定員を定める(3号認定は1歳未満、1歳以上に区分する)	従うべき基準
2	説明及び同意 (第5条)	・利用申込者に、運営規程の概要、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、特定教育・保育の提供の開始について利用者の同意を得なければならない	従うべき基準
3	正当な理由のない提供拒否の禁止等 (第6条)	・支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ拒んではならない	従うべき基準
	(定員を超える申し込みがあった場合の選考) ※幼稚園又は認定こども園(1号認定)(第6条第2項)	・抽選、申込みを受けた順序、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考、その他公正な方法により選考しなければならない	
	※保育所又は認定こども園(2号、3号認定)(第6条第3項)	・保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高い子どもが優先的に利用できるよう選考する	
	(提供が困難な場合の措置) (第6条第5項)	・特定教育・保育施設は、教育・保育を提供することが困難な場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講	参酌すべき基準

		じるものとする	
4	あっせん、調整、要請に対する協力 (第7条)	・特定教育・保育施設(保育所又は認定こども園)の利用について市町村が行うあっせん、調整、要請に対し、できる限り協力しなければならない	従うべき基準
5	受給資格等の確認 (第8条)	・特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定証により支給認定の有無、有効期間等確かめること	参酌すべき基準
6	支給認定の申請の援助 (第9条)	・特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から申し込みがあった場合は、当該申請が行われるよう必要な援助を行うこと	参酌すべき基準
7	子どもの心身の状況等の把握(第10条)	・特定教育・保育施設は、子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努めること	参酌すべき基準
8	小学校又は他の特定教育・保育施設等との連携(第11条)	・特定教育・保育の提供の終了に際して、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等で提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、密接な連携に努めなければならない	参酌すべき基準
9	特定教育・保育の提供の記録(第12条)	・特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たり、提供日及び内容その他必要な事項を記録しなければならない	参酌すべき基準
10	利用者負担額の受領 (第13条第1項)	・特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする	従うべき基準
	(上乗せ徴収) (第13条第3項)	・特定教育・保育の提供に当たって、当該教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められている対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受けることができる	
	(実費徴収) (第13条第4項)	・特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払いを支給認定保護者から受けることができる ① 日用品、文房具等の購入に要する費用 ② 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用 ③ 食事の提供に要する費用 ④ 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜	

		<p>に要する費用</p> <p>⑤ 特定教育・保育の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p>	
	(上乗せ徴収、実費徴収に係る支払いの同意)(第13条第6項)	・上乗せ徴収、実費徴収の金銭の支払いを求める際には、あらかじめ金銭の支払いを求める理由について、保護者に説明を行い、同意を得ることとする	
11	<p>特定教育・保育の適切な提供</p> <p>(第15条第1項、2項)</p>	<p>・次に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ定めるものに基づき、子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない</p> <p>① 幼保連携型認定こども園：幼保連携型認定こども園教育・保育要領</p> <p>② 認定こども園(①を除く)：③及び④に掲げる事項</p> <p>③ 幼稚園：幼稚園教育要領</p> <p>④ 保育所：保育所保育指針</p>	従うべき基準
12	<p>特定教育・保育の評価</p> <p>(第16条)</p>	<p>・提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない</p> <p>・定期的に保護者その他の関係者による評価又は外部の者による評価を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない</p>	参酌すべき基準
13	<p>相談及び助言等</p> <p>(第17条)</p>	・常に支給認定こどもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども又は保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言等を行わなければならない	参酌すべき基準
14	<p>緊急な場合等の対応</p> <p>(第18条)</p>	・職員は特定教育・保育の提供を行っているときに子どもの体調に急変が生じた場合等には、速やかに当該子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない	参酌すべき基準
15	<p>利用者に関する市町村への通知</p> <p>(第19条)</p>	・支給認定子どもの保護者が虚偽・不正行為によって教育・保育の提供を受けている又は受けようとしていることを把握した場合、市町村に対して通知をすることを求める	参酌すべき基準
		<p>・特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規定を定めておかなければならない</p> <p>① 施設の目的及び運営の方針</p> <p>② 提供する特定教育・保育の内容</p>	

16	運営規定 (第 20 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>③ 職員の職種、員数及び職務の内容</li> <li>④ 特定教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日</li> <li>⑤ 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額</li> <li>⑥ 認定区分ごとの利用定員</li> <li>⑦ 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項</li> <li>⑧ 緊急時等における対応方法</li> <li>⑨ 非常災害対策</li> <li>⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>⑪ その他重要事項</li> </ul>	参酌すべき基準
17	職員の勤務体制等 (第 21 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定教育・保育施設は、職員の勤務体制を定めておかななくてはならない</li> <li>・ 職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない</li> </ul>	参酌すべき基準
18	利用定員の遵守 (第 22 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用定員を超えて特定教育・保育施設の提供を行ってはならない。ただし、所定のやむを得ない事情がある場合はこの限りではない</li> </ul>	参酌すべき基準
19	重要事項の掲示 (第 23 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に運営規定の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない</li> </ul>	参酌すべき基準
20	子どもの平等な取り扱い (第 24 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取り扱いをしてはならない</li> </ul>	従うべき基準
21	虐待等の禁止 (第 25 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員は、子どもに対し、子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない</li> </ul>	従うべき基準
22	懲戒に係る権限の濫用禁止 (第 26 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る)の長たる管理者は、懲戒に関しその子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等権限を濫用してはならない</li> </ul>	従うべき基準
23	秘密保持 (第 27 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員及び管理者は、正当な理由なく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない</li> </ul>	

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た子ども又は家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない</li> </ul>	従うべき基準
24	情報の提供 (第 28 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない</li> </ul>	参酌すべき基準
25	利益供与の禁止 (第 29 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない</li> </ul>	参酌すべき基準
26	苦情対応 (第 30 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提供した特定教育・保育に関する支給認定子どもの家族からの苦情に迅速且つ適切に対応するために必要な措置を講じなければならない</li> <li>・苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない</li> <li>・提供した教育・保育に関し、市町村が行う報告又は当該市町村の職員からの質問等に応じ、又は苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うこと</li> </ul>	参酌すべき基準
27	事故発生の防止、発生時の対応 (第 32 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故の発生又はその再発を防止するため、以下のような措置を講じなければならない</li> <li>①事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること</li> <li>②事故が発生した場合、それに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告、分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること</li> <li>③事故発生の防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行うこと</li> <li>・子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、子どもの家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない</li> <li>・事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない</li> <li>・賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない</li> </ul>	従うべき基準
28	会計の区分 (第 33 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない</li> </ul>	参酌すべき基準

29	記録の整備 (第 34 条)	・職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない	従うべき基準
30	特別利用保育の基準 (第 35 条)	・特別利用保育を提供する際には、都道府県が定める児童福祉施設の設備及び運営の基準を遵守すること ・特別利用保育を提供する際には、特別利用保育に係る子ども(1号認定)と利用中の子ども(2号認定)の総数が、利用定員の数を超えないものとする	従うべき基準
31	特別利用教育の基準 (第 36 条)	・特別利用教育を提供する際には、学校教育法第 3 条に規定する学校の設備、編成その他に関する設置基準を遵守すること ・特別利用教育を提供する際には、特別利用教育に係る子ども(2号認定)と利用中の子ども(1号認定)の総数が、利用定員の数を超えないこと	従うべき基準
特定地域型保育事業の運営に関する基準			
32	利用定員 (第 37 条第 1 項 2 項)	・利用定員は以下のとおりとする ① 家庭的保育事業：1人以上5人以下 ② 小規模保育事業 A 型及び B 型：6人以上19人以下 ③ 小規模保育事業 C 型：6人以上10人以下 ④ 居宅訪問型保育事業：1人 ・上記定員は、事業所ごとに満 1 歳未満、満 1 歳以上に区分して利用定員を定めるものとする	従うべき基準
33	説明及び同意 (第 38 条)	・利用申込者に、運営規定の概要、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、特定地域型保育の提供の開始について利用者の同意を得なければならない	従うべき基準
34	正当な理由のない提供拒否の禁止等 (第 39 条第 1 項)	・特定地域型保育事業者は、支給認定保護者からの利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない	従うべき基準
	(定員を超える申し込みがあった場合の選考) (第 39 条第 2 項)	・保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子供が優先的に利用できるよう選考するものとする	
	(提供が困難な場合の措置) (第 39 条第 4 項)	・特定地域型保育事業者は、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じるものとする	参酌すべき基準

35	あっせん、調整、要請に対する協力 (第 40 条)	・特定地域型保育事業の利用について、市町村が行うあっせん、調整、要請に対し、できる限り協力しなければならない	従うべき基準
36	子どもの心身の状況等の把握 (第 41 条)	・特定地域型保育事業者は、子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努めることとする	参酌すべき基準
37	特定教育・保育施設等との連携 (第 42 条)	・特定地域型保育事業者(居宅訪問型事業を行うものを除く)は、連携協力を行う特定教育・保育施設を適切に確保しなければならない ・居宅訪問型事業を行うものは、乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、あらかじめ連携する障害児入所支援施設その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない	従うべき基準
		・特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設等との密接な連携に努めるものとする	参酌すべき基準
38	利用者負担額の受領 (第 43 条第 1 項)	・特定地域型保育を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする	従うべき基準
	(上乗せ徴収) (第 43 条第 3 項)	・特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受けることができる	
	(実費徴収) (第 43 条第 4 項)	・特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払いを支給認定保護者から受けることができる ① 日用品、文房具等の購入に要する費用 ② 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用 ③ 特定地域型保育事業を行う事業所に通う際に提供される便宜に要する費用 ④ 特定地域型保育の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの	

	(上乗せ徴収、実費徴収に係る支払いの同意) (第 43 条第 6 項)	・上乗せ徴収、実費徴収の金銭の支払いを求める際には、あらかじめ金銭の支払いを求める理由について、保護者に説明を行い、同意を得ることとする	
39	特定地域型保育の適切な提供 (第 44 条)	・特定地域型保育事業者は、保育所保育指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意し、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない	従うべき基準
40	特定地域型保育の評価 (第 45 条)	・提供する特定地域型保育の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない	参酌すべき基準
41	運営規定 (第 46 条)	<p>・特定地域型保育事業者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規定を定めておかなければならない</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 事業の目的及び運営の方針</li> <li>② 提供する特定地域型保育の内容</li> <li>③ 職員の職種、員数及び職務の内容</li> <li>④ 特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日</li> <li>⑤ 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額</li> <li>⑥ 利用定員</li> <li>⑦ 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項</li> <li>⑧ 緊急時等における対応方法</li> <li>⑨ 非常災害対策</li> <li>⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>⑪ その他重要事項</li> </ol>	参酌すべき基準
42	職員の勤務体制 (第 47 条)	<p>・特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たり、事業者ごとに職員の勤務体制を定めておかななくてはならない</p> <p>・職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない</p>	参酌すべき基準
43	利用定員の遵守 (第 48 条)	・やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない	参酌すべき基準
44	記録の整備 (第 49 条)	・職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない	参酌すべき基準
		・No.5、6、8、9、13、14、15、19、20、21、22、	



45	準用 (第 50 条)	23、24、25、26、27、28 の規定は特定地域型保育事業について準用する	—
46	特別利用地域型保育の基準 (第 51 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定地域型保育事業者が 1 号認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、地域型保育事業の認可基準を遵守すること</li> <li>・特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る子ども(1号認定)と利用中の子ども(3号認定)の総数が、利用定員の数を超えないものとする</li> </ul>	従うべき基準
47	特定利用地域型保育の基準 (第 52 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定地域型保育事業者が 2 号認定子どもに対し、特定利用地域型保育を提供する場合には、地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない</li> <li>・特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る子ども(2号認定)と利用中の子ども(3号認定)の総数が、利用定員の数を超えないものとする</li> </ul>	従うべき基準
特例・経過措置			
48	特定保育所の特例 (附則第 2 項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定保育所については、特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、受け取りの際に市町村の同意を得ることを要件とする</li> <li>・特定保育所は市町村から保育所における保育の委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない</li> </ul>	従うべき基準
49	小規模保育事業の利用定員に関する経過措置 (附則第 4 条)	・小規模保育事業 C 型にあつては、この条例の施行の日から起算して 5 年を経過するまでの間の利用定員は 6 人以上 25 人以下とする	従うべき基準
50	連携施設に関する経過措置 (附則第 5 条)	・特定地域型保育事業者は、市町村が認める場合は、この条例の施行の日から 5 年を経過するまでの間、連携施設を確保しないことができる	従うべき基準

※ 従うべき基準：条例の内容は、法令の「従うべき基準」に従わなければならない

参酌すべき基準：地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

## 《用語の解説》

用語	用語の意味
支給認定	保護者の申請に基づく、就学前子どもの区分についての認定 ※1号認定：教育標準時間認定(主に認定こども園、幼稚園を利用) 2号認定：満3歳以上保育認定(主に認定こども園、保育所を利用) 3号認定：満3歳未満保育認定(主に認定こども園、保育所、地域型保育事業を利用)
教育・保育施設	認定こども園、幼稚園、保育所
特定教育・保育施設	市が、施設型給付費の対象と確認する教育・保育施設
特定教育・保育	特定教育・保育施設で受ける教育・保育で以下のとおり ※1号認定：認定こども園において受ける教育・保育又は幼稚園において受ける教育 2号認定：認定こども園において受ける教育・保育又は保育所において受ける保育 3号認定：認定こども園又は保育所において受ける保育
地域型保育	家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育
特定地域型保育事業	市が、地域型保育給付費の対象と確認する地域型保育事業者
特定地域型保育	特定地域型保育事業者から受ける地域型保育
特別利用保育	1号認定子どもに対して提供される保育(地域型保育を除く)
特別利用教育	2号認定子どもに対して提供される保育(特定教育・保育を除く)
特別利用地域型保育	1号認定子どもに対して提供される地域型保育
特定利用地域型保育	2号認定子どもに対して提供される地域型保育
特定保育所	特定教育・保育施設のうち、都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所